

帰還後も安心！相談できる専門機関

帰還後の子育て支援（ままカフェ）

特定非営利活動法人ビーンズふくしま

子育て中の不安や悩みを安心して話せる場所として「ままカフェ」を県内13ヵ所で実施中。託児スタッフがおりますので子供と一緒に参加もOK。
TEL.024-573-0150

福島県の就労や生活再建支援

ふくしま生活・就職応援センター

県内6ヵ所で求職支援や企業とのマッチング等を実施、生活再建に向けた相談も対応。

郡山事務所

TEL.024-925-0811

FAX.024-925-0812



原子力に関する損害賠償

原子力損害賠償・廃炉等支援機構

説明会、個別相談会を全国各地で実施（相談予約 ☎0120-330-540）
電話・WEBによる無料情報提供 ☎0120-013-814

12市町村の事業者への人材確保支援

福島求人支援チーム

12市町村の事業者に対する支援を通じ、求人情報を求人ボックス「福島復興エリア求人特集」ページで公開。「福島ではたく、移住きっかけマガジン HOOK」のウェブサイトでも移住関連情報も発信。

求人ボックス「福島復興エリア求人特集ページ」

<https://求人ボックス.com/> 地方創生-福島県

HOOKウェブサイト <https://fukushima-hook.jp/> X HOOK-fukushima

大熊町・双葉町 応急仮設住宅の供与期間の延長および終了のお知らせ

応急仮設住宅（建設型および民間賃貸住宅等の借上げ型応急住宅）の供与期間が令和8年3月31日までに1年間延長になりました。

ただし、再延長はありません。

なお、居住や帰還、生活再建に関する相談は右記の相談ダイヤルで受付しています。

注意！転居・帰還されたときは…

転居や帰還など避難情報に変更がある場合は、避難先の市区町村へ「全国避難者情報システム」への届け出が必要です。届け出た新住所宛に福島県や避難元市町村からお知らせ等が送付できるようになります。併せて、13指定市町村（いわき市、田村市、南相馬市、川俣町、広野町、楡葉町、富岡町、大熊町、双葉町、浪江町、川内村、葛尾村、飯館村）から避難されている方は、原発避難者特例法に基づく届け出も避難元市町村宛に連絡が必要です。

それにより、避難先においても一定の行政サービスが受けられるようになります。

福島県被災者のくらし再建相談ダイヤル

TEL.0120-303-059

受付時間／9:00～17:00（月～金曜 ※祝日、年末年始を除く）

令和7年度 福島県復興公営住宅への入居者募集について

募集期間：4/1～4/9・6/2～6/10・8/1～8/12・10/1～10/9・12/1～12/9
令和8年2/2～2/10

- 避難指示区域等から避難されている方
- 避難指示が解除された区域に、平成23年3月11日時点で居住していた方
- 東日本大震災の地震・津波被災者
- 平成23年3月11日時点で中通り、浜通り（避難指示が継続している区域を除く）に居住していた方
- 比較的收入が低く、県営住宅の入居資格を備えている方

お問い合わせ：福島県復興公営住宅入居支援センター TEL.024-522-3320

原発事故による損害賠償について「納得できていない」「請求漏れがあるかも」とお考えの方へ

～もうひとつの選択肢“ADR”～

文部科学省 原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）は、原発事故の損害賠償について、円滑・迅速・公正に紛争を解決することを目的に設置された国の機関で、通常窓口に加え、専門家と直接話せる平日夜間と土曜日の窓口を開設している（2025年3月現在では、2026年3月までの予定日が決まっている）。

◆平日夜間・土曜【窓口の開設日】※参加費、手続費用はともに無料。
偶数月の第1土曜日（13～17時）・奇数月の第1水曜日（16～20時）

お問い合わせ 文部科学省原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）
☎0120-377-155（平日10:00～17:00）

ADR（裁判外紛争解決手続）の特徴

- ①中立、公正な仲介委員（弁護士）が賠償金額をあらかじめ算定
- ②裁判より簡単、手続は非公開
- ③手数料無料（※ADRセンターへ送る書類の郵送費用、電話の通話料金は自己負担）
- ④個人でも申立て可能
- ⑤申立書はADRセンターのHP等から入手可能
- ⑥これまで手続を終了した3万件以上の申立てのうち、約8割で和解が成立

ADRセンターホームページ



「平日夜間・土曜窓口」の詳細案内



申立て手続き解説漫画



記載しているサロン・団体等へのお問い合わせは

相談ダイヤル

080-9259-7049

※祝祭日・お盆・正月の場合はお休みとなります。

相談メール f-soudan@renpuku.org
ホームページ <https://www.renpuku.org/>
開設時間 毎週火・水・金曜日 11:00～18:00

福島県県外避難者相談センター【宮城拠点】

地下鉄南北線・勾当台公園駅（公園1出口から徒歩約5分）

※当センターは一般社団法人ふくしま連携復興センターからの委託により一般社団法人みやぎ連携復興センターが運営しています。

みやぎ
連携復興
センター

一般社団法人

みやぎ連携復興センター

〒980-0014 宮城県仙台市青葉区本町3-1-17 やまふくビル3階

令和6年度福島県県外避難者への相談・交流支援事業

福島県 県外避難者の方へ

私たちの歩幅で

サロン・相談・情報ガイド

福島の人と話がしたい、相談したいけどどこに相談したらよいか分からない…etc. そんなお悩みをお持ちの県外避難されている皆様に、避難元市・町ごとの広域自治会、宮城県内で開催されている福島の方が参加されているサロン、相談可能な各種専門機関等のお役立ち情報をご紹介します。

今回は特集として仙台市で事業をはじめた方にスポットをあて、サロンなども紹介。それぞれの歩幅でこの14年を歩んでこられた、それぞれの“歩み”を辿ります。

2025
VOL.

9

特集 私たちの再スタート

From 双葉町
To 仙台市

【福祉タクシー FOREST HOPE】
安井 雄一さん

先祖、家族、故郷、震災…からの今導かれた「行きたい」を叶える仕事

「人々に希望を」「多くの人と関わり成長する自分」などの思いを込めた福祉タクシー事業「FOREST HOPE（希望の杜）」を運営する安井さんは双葉町出身。東日本大震災当日は勤めていた特別養護老人ホーム利用者の避難に奮闘しました。最後に避難する際「誰もいない町を見て不安になった」と振り返り、その後も危険なエリアに出向くことを選ぶなど「恐れず仕事に専念し自信に繋がった」とも語ります。その後避難先で大型2種免許を取得。これが後にタクシーの仕事へと繋がりました。

一人っ子の安井さんは「両親、先祖、故郷への思いが強い」と言います。故郷にも近く、学生時代に介護を学んだ仙台で、避難先のいわきに家を建てた両親にも会いに行ける暮らしを選びました。仙台の職場では双葉町でお世話になった人と再会。100歳になったその方の「故郷に行きたい」という思いを叶えられなかったことが転機となり、2024年、福祉タクシーという新たな仕事に辿り着きました。多様な縁、経験など全てを活かした挑戦は始まったばかりです。



ロゴは「ふたば」をモチーフに
対話を重ね完成。双葉町の先輩作



車はお客様との距離が近いもの
を選んだ。家族、友人も同乗できる



病院への送迎や買い物から旅行まで、日常も非日常もコーディネート可能



安井 雄一さん（43歳）

介護福祉士、ケアマネジャー（介護支援専門員）。震災の年に取得した2種免許を活かし2024年7月「FOREST HOPE」を開業。介護業界で約20年の現場経験があり、食事や入浴介助はもちろん、病院の診療に同席するなど、専門知識の必要な支援も可能。「自分のご意思で自由に出かけることを叶えます」。

【福祉タクシー FOREST HOPE／フォレスト ホープ】

☎090-9749-7709
運賃3,200円／30分 以後15分毎に＋1,600円
介助料金1,000円～、救援事業30分2,000円

- 介護保険外につきご家族も同上可能（運賃は変わりません）
- 出発地点（宮城県仙台市青葉区上杉6丁目8-35）を出発と同時に計算します
- 仙台市外発着の場合はメーター計算となります
- 有料道路、駐車場代はお客様負担となります
- 22時～翌5時は、深夜料金となります（2割増）

